

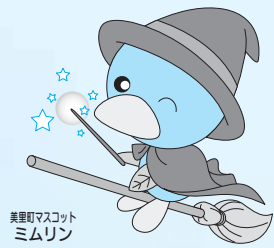
町では5月と9月をあいさつ・ありがとう重点推進月間として、
あいさつ・ありがとう運動を推進します。

**さあ今こそ！ 元気なあいさつで
明るい社会をつくろうよ**
地域で！ 学校で！ 職場で！

人とのつながりも、子どもの教育も、地域の安全も、全てはあいさつ
からはじまるよ。



「ありがとう！」は魔法の言葉



お母さんに ありがとう！
お父さんに ありがとう！
家族に ありがとう！
お友だちに ありがとう！
みんなに ありがとう！

「ありがとう運動」は家庭、学校、地域、大人とこどもの心をつなぐ運動です。

主唱：美里町・美里町教育委員会・区長会

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132

**就業構造基本調査を
実施します**

総務省統計局では、10月1日現在で、「就業構造基本調査」を実施します。

この調査は、ふだん仕事をしているかどうかや、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについて調査をします。

9月下旬から、調査員が調査対象世帯に伺いますので、ご回答をお願いします。

また、パソコンやスマートフォンを使って回答することができます。

ご協力をお願いします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係
☎76-5133

浄化槽の維持管理について

浄化槽をお使いのかたは、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理が義務付けられています。

地域の生活環境や河川をきれいに保つためにも、正しい利用と適切な維持管理をお願いします。

○保守点検

年3〜4回、機器の点検・調整や消毒液の補充を行うことです。

○清掃

年1回、浄化槽の内部にたまった固形物などを引き抜くことです。

○法定検査

年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分に機能を発揮しているかを検査するものです。

法定検査については（一社）埼玉県浄化槽協会に直接お申し込みいただくか、ご契約されている保守点検業者・清掃業者へご相談ください。

法定検査の申込み

（一社）埼玉県浄化槽協会法定検査部（知事指定検査機関）

☎048・501・5707

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76・5134

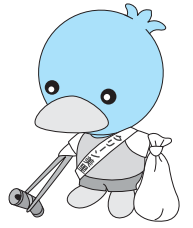
9月10日（日）

**「クリーン美里」町内一斉清掃活動（秋季）を実施
します。皆さまのご協力をお願いします。**

※9月10日が雨天の場合は、9月17日（日）に実施します。

小雨の場合は実施します。実施の有無は当日の朝、防災無線でお知らせします。

注意：各収集所には、収集運搬業者が午前10時頃から11時30分頃に伺います。



| 行政区 | 収集場所 |
|-------|-------------------|
| 根 木 | 根木集会所 |
| 関 | 関集会所（八幡関） |
| 南阿那志 | 上川輪集会所・新井横手公会堂 |
| 北阿那志 | 北阿那志中央リサイクルセンター |
| 小 茂 田 | 小茂田児童センター |
| 下 児 玉 | 下児玉公会堂 |
| 北 十 条 | 消防団第2分団車庫前ごみ収集所 |
| 南 十 条 | 県道熊谷児玉線 陶山宅側ごみ収集所 |
| 沼 上 | 沼上集会所 |
| 広 木 | 広木会館 |
| 駒 衣 | 駒衣集会所 |
| 木 部 | 木部集会所 |
| 古 郡 | 関越高速西側 大島宅裏ごみ収集所 |

| 行政区 | 収集場所 |
|-------|------------------|
| 甘 粕 | 甘粕集会所・堀内宅西側ごみ収集所 |
| 中 里 | 中里火の見跡 |
| 湯 柝 | 湯柝集会所 |
| 野 中 | 宮沢歯科前ごみ収集所 |
| 小 栗 | 小栗児童センター |
| 猪 俣 | 上田商店前ごみ収集所 |
| 湯 本 | 湯本集会所 |
| 大 仏 | 大仏婦人児童センター |
| 白 石 | 白石公民館 |
| 円 良 田 | 円良田農民センター |

問合せ＝建設水道課 建設環境係
☎76-5134

**「クリーン美里」
町内一斉清掃活動の実施について**

家庭ごみは、正しく分別して

指定日にごみ収集所に出しましょう

野焼きは禁止されています。

「近所の方が庭でごみを燃やして

いて、煙がすごくて困っている。」

「洗濯物に臭いが付いてしまう。」

といった苦情が多く届いています。

ごみを燃やすと、煙や悪臭が発生

します。こうした行為は住民トラブ

ルを招くだけでなく、ダイオキシン

類などの有害物質を発生させ、健康

に害を及ぼします。

家庭から発生したごみは、正しく

分別し、指定日にごみ収集所に出

してください。

違反すると

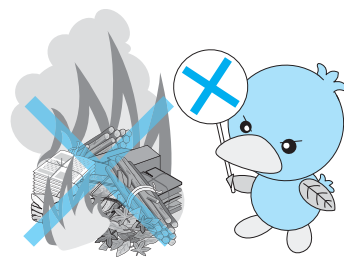
罰則があります！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する焼却行為を行った場合、行為者に対して5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

野焼きとは…

◎ドラム缶などを使用しての焼却

◎地面に穴を掘っての焼却 など



※農業、林業、漁業を営むために
行う野焼きは、法律上例外とし
て認められていますが、少量の
焼却を心がけ、煙や臭い、風向
きなど近隣の迷惑にならないよ
う、配慮してください。

※周辺のかたから苦情が寄せられ
た場合、認められている焼却行
為についても注意などを行うこ
とがあります。

問合せ＝建設水道課 建設環境係
☎76・5134